

個人情報取り扱いとインタビュー調査の視聴及び 録画映像の提供について

2019年6月
メディカル調査研究グループ

はじめに

マーケティングリサーチ(市場調査) * 個人情報の観点から

消費者の要求を最大限に満たすために、いかにして供給する財やサービスの本質を効果的に提供/訴えるための1つの手法

- ➡ 情報を通じて消費者・顧客及び公衆と**マーケッターを繋ぐ機能**
- ➡ マーケティングと直接関係のない事柄を扱っていても、リサーチという手法を使用すれば**リサーチであるとみなされ**、社会発展や公衆衛生の向上など**社会科学の要素として認識される**
- ➡ **公衆の信頼**と調査対象者の**自発的な協力**に基盤を置いているもの

リサーチ って

- ・ 調査対象者完全な匿名性を堅持することで成り立つもの
- ・ 接触した人々の名前や住所、所属など調査目的以外に使ういかなる行為はマーケティングリサーチとは認められない

メディカル調査研究グループ では

メディカル調査研究グループに所属の全ての調査会社は以下の取り組みを実施しています

- ➡ 個人情報保護法に基づいて、市場調査実施時の個人情報の取り扱いについて、厳正に努めてまいります
- ➡ 2017年に発表した「市場調査実施時のコンプライアンスの現状の枠組み」を遵守してまいります
 - * メディカル調査研究グループHP参照 : <http://www.medi-ken.org/index.html>
- ➡ 通常、調査会社は年1回、「コンプライアンス/情報セキュリティ研修」を実施しておりますが、今後定期的に「市場調査実施時のコンプライアンスの現状の枠組み」についても研修実施の方向で検討しています

■ 個人情報/個人情報に繋がるデータは納品しません

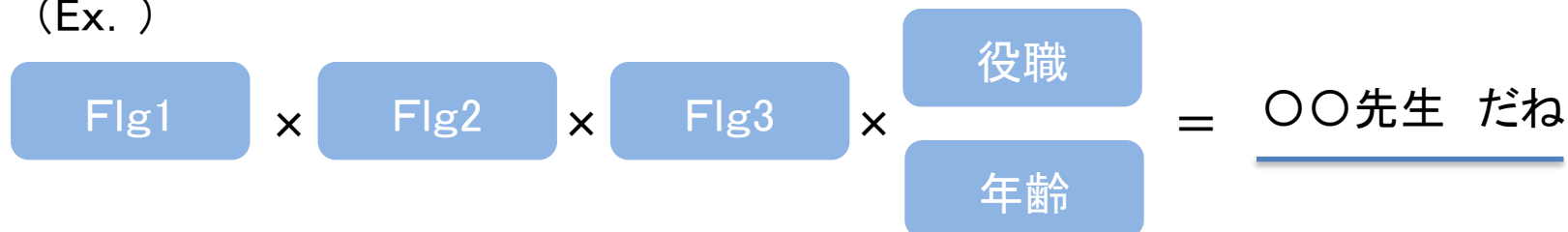
- ➔ 「氏名」、「施設名」、「DCF医師コード」、「DCF施設コード」は納品物に付与できません
「施設形態」、「役職」、「年齢/年代」、「所在地」などの属性についても、状況に応じて納品できません

(Ex.)



- ➔ 複数のflgを付与することで個人が特定/類推の可能性があるflgを納品データには付与できません

(Ex.)



■ 対象者の承諾を得られない設問はできません/データは納品できません

公人は公表されても問題ないと言われていたますが、医師は公人ではありませんので、法的に公表できないこととなります
論文やHPなどで医師名が公表されるのは、本人の意思/承諾によって公表されています

➡ 設問に医師の個人名や施設名を聴取する設問は作成できません/納品できません

(Ex.) KOL調査

先生がこの領域でオピニオンリーダーと思う先生を教えてください

勝手に僕の名前は
出さないでね



➡ 顔などが映る映像、音声は原則、個人情報になります

(Ex.) インタビュー調査の映像は、個人情報の宝庫

■ インタビュー調査の参加／視聴について

対象者(医師など)には、「参加同意書」、「有害事象報告の同意書」に署名を頂きます

- ➡ インタビュー調査内容について第三者への口外しないなどの同意のほか「個人情報を流出させない」「録音/録画の同意」「後日映像視聴の同意」などの許諾を得なければならない

調査参加者(クライアント側)にも、「参加同意書」に署名を頂きます

- ➡ Focus VisionやODIシステム(Web Exなど)を活用した遠隔視聴を実施する場合についても、遠隔視聴する人から遠隔視聴の同意書に署名を頂きます



現状、各調査会社のルールのもと、運用しておりますが、今後はメディカル調査研究グループ所属企業で共通の同意フォーマット化を検討しています

■ インタビュー調査の遠隔視聴(Live)/後日視聴

Focus VisionやODIシステム(Web Exなど)を活用したLive遠隔視聴は、各調査会社がルールを決めて対応しておりますので、ご相談ください

➡ 遠隔によるLive視聴は、映像や音声の加工は行わず視聴頂けます

後日視聴については今後は対応してまいります * 以前までは1部対応不可としておりました

- ➡
- ・後日、調査会社が指定した会場で視聴する
⇒ 画像・音声の加工を行わない映像を視聴頂けます
 - ・ Focus Visionのarchiveを活用して視聴する場合
⇒ 前述の同意書に署名を頂いた上でFocus Visionのarchiveを使用して頂きます
使用する際、「オブザーバー」を選択して視聴してください
（「リサーチャー」は選択しないでください）
今まで対応不可としていた理由の映像加工ができるサービスを、
使用して何らかの問題が生じた場合は、使用した製薬企業の責任
で対応して頂きます（調査会社は責任を負いません）
 - ・ ODIシステムなどを活用して視聴する場合
⇒ 画像・音声の加工を行った上で、クラウド上で期間限定で視聴頂けます

■ インタビュー調査のオブザーブの注意点

会場で対象者(医師など)と参加者(クライアント)が顔を合わせてしまった場合の対応
今までは、「原則参加NG」としてきましたが、以下のように変更になります

「対象者が/対象者を知っている」場合



対象者に調査元が分かってしまいす

- ・インタビューを続行するか、中止するか判断が必要になります
調査は匿名性の担保が原則のため、対象者の身元が分かった時点で調査とはならない。

顔を合わせた本人が黙秘して参加又は退出など判断をお願い致します

* 欧では退席、日/独/加などは例外的に運用している

「対象者が/対象者を知らない」場合



調査を実施致します

匿名性を条件に
参加しています



■ インタビュー調査のオブザーブの注意点

対象者(医師など)を以前から承知している場合は、「知っている方」とは公言せず、**黙って調査に参加**してください

* 欧では退席、日/独/加などは例外的に運用している

インタビュー中にインターネットなどで対象者(医師など)の氏名や勤務先などを**検索しない**

検索した場合、「〇〇先生だよ」「〇〇施設だ」などと他の参加者に明らかにされた場合は、**速やかに退出して頂きます**(参加「NG」となります)

➡ 調査は、完全な匿名性を堅持することで成立するため、個人に繋がる情報の流出は秘匿性を損なうため

* 参考

➡ 「〇〇病院の〇〇先生をインタビューにリクルートしてください」というリクエストがたまにありますが、これも**原則はNG**になります

匿名性を条件に参加しています



■ インタビュー調査の2次利用について

インタビュー調査の映像を勉強会や社内研修に活用したい

➡ 対象者に2次利用の許諾が得られれば可能です

許諾を得るために

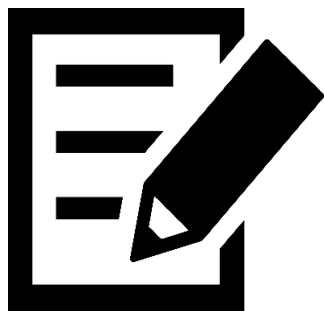
対象者に **企業名、部門を明確**にする その上で、以下の内容の許諾を得る必要があります

「活用目的」、「活用方法」、「活用する際の状況(活用の規模など)」、「氏名や施設名/顔出しの有無」、「使用する映像の確認」など

インタビュー内容を活用して、想定問答集など作成する

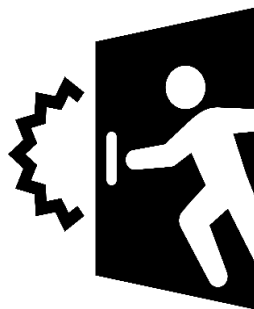
➡ インタビュー内容をそのまま使用せず、加工して内容を作成してください

インタビュー視聴時のお願い / Rule of Interview Viewing



観察同意書に
必ずご署名ください

Please sign the
observation agreement
form



入出・退出際は、
対象者と出会わないよう
ご注意ください

Please avoid to meet the
respondents when you come
in or go out of the room



インタビューの
録音・録画・撮影禁止

No recording,
No photo, No video



対象者個人をご存知の方
は インタビューの視
聴禁止
No viewing if you know the
respondents personally



対象者及び施設特定
の検索禁止

No searching for
respondents or institute on
the Internet



対象者の個人情報
は口外禁止

No speaking out the personal
information of the respondents

ご視聴の際、守っていただけない場合は、ご退出をお願いすることがございます
You may be asked to leave if you do not follow the above